

「ゆうゆう住宅」設計施工基準

1992年4月 制定
2004年8月 最終改訂

第1章 総則

1、目的

この基準は、ゆうゆう住宅を、しっかりとした技術と技能により工務店が自信をもって供給するため、設計・施工に必要な最低の基準を定める。

2、基準の適用

- (1) この基準は、木造戸建住宅に適用する。
- (2) ゆうゆう住宅の設計施工は、建築基準法その他の建築関係法令による他、性能保証住宅設計施工基準及びこの基準に定めるところによる。
- (3) 特殊な材料、構造方法等を用いる住宅で、事前に全建総連の承認を受けた場合は、当該部分に係るこの基準は適用しない。また、地域版基準及び(1)の適用を受けない基準については別に定める。

3、基準の強化

この基準は、各県連・組合及び全建総連の承認を受けた上で、地域の風土・環境等の特性に応じた補強を行うことができる。

4、配慮と責務

この基準に定められていない事項は、良心的な施工習慣にしたがって行うものとし、最良の施工に努めることを通じ、本認定制度と組合の社会的な信用を高めることに努めるものとする。

第2章 耐久性の向上に関する事項

1、基礎

- (1) 基礎の形式は、布基礎、べた基礎、基礎ぐいとする。
- (2) 地面からの立ち上がり高さは400ミリメートル以上とする。
- (3) 3階建ての場合は、基礎の設計にあたり構造計算を行う。
- (4) 1階の浴室廻り（当該浴室に浴室ユニットを使用した場合を除く）には、布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるか、又は壁の軸組に対して防水上有効な措置を講じるものとする。

2、床下換気

外周部の布基礎には有効換気面積300平方センチメートル以上の床下換気孔を間隔4メートル以内ごとに設けるか、又は同等の措置（ねこ土台等）を行う。

3、床下防湿措置

床下防湿措置は、次の(1)又は(2)のいずれかによる。ただし、基礎の構造をべた基礎とした場合には、この限りでない。

- (1) 防湿コンクリートを施工する場合は床下地面全面に厚さ60ミリメートル以上のコンクリートを打設する。
- (2) 防湿フィルムを施工する場合は、床下地面全面に JISA 6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）又はこれと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1ミリメートル以上のものを敷きつめる。

4、柱

すみ柱（出すみ、入すみ）の断面寸法は、120ミリメートル以上とする。

通し柱であるすみ柱の断面寸法は、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は120ミリメートル以上とし、該当しない場合は135ミリメートル以上とする。

- (1) 通し柱であるすみ柱の樹種をすぎ、ひのき、ひばその他の構造用製材の日本農林規格等に規定する耐久性区分 D1 の樹種に区分される製材とする場合（化粧張り構造用集成柱、構造用集成材又は構造用単板積層材を含む）。
- (2) 通し柱であるすみ柱を有効な防腐措置を講じた木材とする場合。
- (3) 外壁を真壁とし、軒の出を90センチメートル以上とする場合。
- (4) 外壁内の通気性を良好にし乾燥状態を保つため、外壁の構造を次のいずれかとする場合。なお、豪雪地域等にあつては、積雪荷重を考慮し構造耐力上の安全性を確認するものとする。
 - イ. 外壁を板張りとし、仕上面から外部に直接通気を可能とする構造。
 - ロ. 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造。

5、土台

土台の断面寸法は、柱と同じ寸法以上とし、120 ミリメートルを標準とする。

6、防腐・防蟻措置

- (1) 地面からの高さが1メートル以内の外壁の軸組（土台を除く。室内側に露出した部分を除く。）及び木質系下地材（室内側に露出した部分を除く。以下同じ。）について有効な防腐・防蟻措置を行う。（北海道及び青森県にあっては防腐措置のみ。）
- (2) 床下地面に講じる防蟻措置は、次のいずれかによる。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県においては省略することができる。
 - イ. ベタ基礎
 - ロ. 地面を一様に打設したコンクリート（布基礎と鉄筋により一体となったものに限る。）
 - ハ. 薬剤を用い、布基礎内周部及び束石の周囲20センチメートルの土壌処理を行う。

7、小屋裏換気

小屋裏空間が生じる場合の小屋裏換気は次の(1)及び(2)による。ただし、天井面ではなく屋根面に断熱材を施工する場合は、小屋裏換気孔は設置しないこととする。

- (1) 小屋裏換気孔は、独立した小屋裏ごとに2ヶ所以上、換気に有効な位置に設ける。
- (2) 換気孔の有効換気面積等は、次のいずれかによる。
 - イ. 両妻壁にそれぞれ換気孔（吸排気両用）を設ける場合は、換気孔をできるだけ上部に設けることとし、換気孔の面積の合計は、天井面積の1/300以上とする。
 - ロ. 軒裏に換気孔（吸排気両用）を設ける場合は、換気孔の面積の合計を天井面積の1/250以上とする。
 - ハ. 軒裏に吸気孔を、妻側に排気孔を、垂直距離で900ミリメートル以上離して設ける場合は、それぞれの換気孔の面積を天井面積の1/900以上とする。
 - ニ. 排気筒その他の器具を用いた換気孔は、できるだけ小屋裏頂部に設けることとし排気孔の面積は、天井面積の1/1,600以上とする。また、軒裏に設ける吸気孔の面積は、天井面積の1/900以上とする。
 - ホ. 軒裏に吸気孔を設け、かつ、棟部に排気孔を設ける場合は、吸気孔の面積を天井面積の1/900以上とし、排気孔の面積を天井面積の1/1,600以上とする。

8、住宅の維持・管理性

給排水配管及びガス配管は、コンクリートに埋め込まないようにするとともに、点検口等により点検できるものとする。

9、その他

住宅の各部分は、耐久性上支障のない措置を講じる。

第3章 一般事項、留意事項等

1、基準が目指す技術的水準

この基準は、以下の仕様等の水準を満たすことを目指すものとする。

- (1) 住宅金融公庫 省エネルギー基準
- (2) 住宅金融公庫 バリアフリー基準
- (3) 住宅金融公庫 高規格住宅（環境配慮型）基準
- (4) 住宅性能表示基準

2、設計及び施工上の留意点

(1) 内装仕上げ材や下地材等の室内空気への影響が大きい部分には、揮発性化学物質の放散量の少ない材料を使用する等、住み手の健康に十分な配慮を行う。また、火災時の警報と避難、大地震時の構造の安全性と家具等の転倒防止、防犯対策について配慮する。

(2) 環境への影響を考慮に入れた家づくりを目指す。材料の選定はもとより、解体材、発生材（残材）の処理にあたっては法令等に基づき適正処理する。

(3) 現場の管理は法令等に基づき行い、近隣への十分な配慮、現場の整理整頓を励行し、危険防止、災害防止に努める。

3、推奨する仕様

全建総連は必要に応じ、推奨仕様を定める。